

四万十市プロモーション活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市の認知度向上及びシティプロモーションの推進並びに関係人口の創出・拡大を目的とし、各種SNSにおいて日々情報発信を行っているインフルエンサーが、四万十市内での暮らしを体験しながら本市の情報を広く発信するため、来市及び滞在等に係る費用を予算の範囲内において補助することについて四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき四万十市プロモーション活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（団体を含む。以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時点において高知県内に住所を有していない者
- (2) 申請時点において、次の各号のいずれかのSNS（以下「各種SNS」という。）アカウント5万人以上のフォロワー数又はチャンネル登録者数を有しており、そのアカウントで概ね1週間に1投稿以上の更新頻度がある者
 - ア X
 - イ Instagram
 - ウ YouTube
 - エ TikTok
- (3) 申請時に満18歳以上である者。ただし、団体の構成員または随行者に、満18歳以上で保護者としての役割を果たす者がいる場合は、この限りでない。
- (4) 四万十市滞在期間中の生活拠点をしまんと暮らし体験用住宅（四万十市中村桜町2番地46。以下「体験用住宅」という。）におくことができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としなないものとする。

- (1) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（構成員又は随行者を含む。）
- (2) 過去に3回以上当該補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付の対象として、市長が適当でないとする者（発信内容等）

第3条 補助対象者が各種SNSにおいて発信する写真、動画、漫画又はイラスト等（以下「成果物」という。）は次の各号のいずれかの内容を含み、四万十市をPRできるものとする。

- (1) 旅行及び観光体験
- (2) グルメ
- (3) いなか暮らし
- (4) 歴史及び文化
- (5) その他四万十市と親和性が高く、市長が必要と認めるもの。

2 成果物について、以下のような内容を含むものを投稿する事は禁止とする。

- (1) 四万十市に対する誹謗中傷や名誉棄損にあたるもの
- (2) 特定の個人・団体への誹謗中傷や差別的表現にあたるもの
- (3) その他、成果物の投稿先である各種SNSが定める利用規約等の違反にあたるもの

3 第1項の規定に基づく成果物については、四万十市での滞在期間終了後、2か月以内又は当該申請年度の3月末日のいずれか早い日までに、各種SNSのいずれかで投稿すること。

(補助対象経費及び補助上限額)

第4条 補助対象経費及び補助上限額は、別表1の各号に該当するものとする。

(事前相談)

第5条 補助対象者は、この補助金を申請しようとするときは、滞在開始日の概ね1か月前までに電話またはメール等による連絡のうえ、四万十市プロモーション活動推進事業費補助金事前

チェックシート（様式第1号。以下「事前チェックシート」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市は事前チェックシート等の内容を確認後、当該アカウントによる過去の投稿内容等を確認するものとし、本要綱の趣旨に反するおそれのある表現等のほか、第3条第2項に該当する投稿等を見つけた場合には、適宜補助対象者に聞き取り等を行う。また、市長は、事前調査を基に補助金の申請に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、四万十市プロモーション活動推進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、四万十市プロモーション活動推進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 規則第16条の2第2項の規定に基づき、前項の交付決定をもって補助金の額を確定し、補助金を交付する。また、規則第13条第1項の規定による実績報告書については、第6条に規定する交付申請をもって報告されたものとみなす。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該取消しの部分に関し既に補助金等を交付しているときは、四万十市プロモーション活動推進事業費補助金等返還命令書（様式第4号）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

(3) 申請年度の3月末日までに成果物の発信がなかったとき。

(4) 法令又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項に該当する者がやむを得ない特別の事由があると認める場合は、当該補助金の返還を免除することができる。

（入居の条件等について）

第9条 しまんと暮らし体験住宅への入居期間は、1回当たり7日間を上限とする。

- 2 しまんと暮らし体験用住宅における禁止行為及び管理義務等については、四万十市しまんと暮らし体験用住宅事業実施要綱（令和7年四万十市告示第109の2号）の規定に準ずるものとする。

（状況報告及び調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（整備保管）

第11条 補助対象者は補助対象経費について他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした書類、帳簿等を備えるとともに、補助金交付を決定した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費	補助上限額 (1人あたり)	備考
1 四万十市を訪れるために要した往復旅費等及び滞在中に要した交通費等 (1) 飛行機、列車、バス、船舶、タクシーでの移動に要した費用 (2) 有料道路使用料 (3) レンタカー借上げ費用 (4) 燃料費	インフルエンサー 110,000円	申請者の居住地等からの最短ルートとしてふさわしくないと市が判断した旅程に係る交通費については対象外となることがある。 随行スタッフについては、(1)のみを対象とする。
	随行スタッフ 60,000円	
2 しまんと暮らし体験用住宅に入居する期間に要した寝具のレンタル費用	インフルエンサー及び随行スタッフ 8,000円	
3 四万十市内においてアクティビティ等を体験するために要した費用（最大3つまで）	インフルエンサー及び随行スタッフ 20,000円	補助対象となるアクティビティの種類及び体験料等については、別途定める。
4 西土佐地域においてアクティビティ等を体験するため又は随行に要した西土佐地域での宿泊費	インフルエンサー及び随行スタッフ 10,000円	

※四万十市への滞在開始日から7日間分を限度とする。また、随行スタッフについては1人分を限度とする。